

(注) アンダーラインを付した箇所は、改正部分である。

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

この明細書は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、被災代替資産等の特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第10条第1項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は別表第二の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、別表第二の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を で囲んだ資産について、次により記載します。
 イ 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
 ロ （ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑭」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
 イ 「⑯」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
 - 被災代替資産である建物（その附属設備を含みます。）……その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち、損壊等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
 - 上記以外の被災代替資産等……その取得価額（「⑧」欄の金額）
 ロ 「⑰」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小企業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

資産の種類	取得等の時期	特別償却率	
		中小企業者	左記以外の人
建物及びその附属設備 又は構築物	平7.1.17～平10.3.31	$\frac{18}{100}$	$\frac{15}{100}$
	平10.4.1～平14.3.31	$\frac{12}{100}$	$\frac{10}{100}$
機械及び装置	平7.1.17～平10.3.31	$\frac{36}{100}$	$\frac{30}{100}$
	平10.4.1～平14.3.31	$\frac{24}{100}$	$\frac{20}{100}$

- (8) 「⑳」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された損壊等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条